

# 短期給付事務の留意点

平成26年7月23日

東京都教育庁福利厚生部給付貸付課  
短期給付係長 木下ゆかり

# 1 短期給付制度の概要

## ①法定給付

法律で給付の要件、内容等が定められており、各共済組合同一内容で実施（地共法第53条第1項）

**療養費、出産費、傷病手当金、育児休業手当金 等**

## ②附加給付・一部負担金の額等の払戻し

附加給付は、法定給付に準ずる給付として、財政事情に応じ、各共済組合が定款で定めて実施（地共法第54条）

**家族療養費附加金、出産費付加金、傷病手当付加金 等**

一部負担金の額等の払い戻しは、一部負担金を支払ったことで生じた余裕財源の範囲内で行うことができる措置。

（地共法附則第17条）

## 2 短期給付の種類

### 法定給付

区分	給付事由	給付の種類	
		組合員	被扶養者
保健給付	病気、負傷	療養の給付 入院時食事療養費 保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費 移送費 高額療養費 高額介護合算療養費	家族療養費 — — — 家族訪問看護療養費 家族移送費 高額療養費 高額介護合算療養費
		出 産	出産費 家族出産費
		死 亡	埋葬料 家族埋葬料
休業給付	休業等	傷病手当金 出産手当金 休業手当金 育児休業手当金 介護休業手当金	— — — — —
災害給付	災 害	弔慰金 災害見舞金	家族弔慰金 —

## 2 短期給付の種類

### 附加給付

給付事由	給付の種類	
	組合員	被扶養者
病気、負傷	一部負担金払戻金 〃	家族療養費付加金 家族訪問看護療養費付加金
出 産	出産費付加金	家族出産費付加金
死 亡	埋葬料付加金	家族埋葬料付加金
休 業	傷病手当金付加金	—
結 婚	結婚手当金(※)	—

※結婚手当金は平成27年3月31日をもって廃止

# 高額療養費の基準額算定式

例)

総医療費 100万円

共済組合負担額（7割） 70万円

組合員負担額（3割） 30万円

$$\begin{aligned} & 80,100円 + (\text{医療費総額} - 267,000円) \times 1\% \\ & = 80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% \\ & = 80,100円 + 7,330円 = \mathbf{87,430円} \quad \text{自己負担上限額} \end{aligned}$$

高額療養費...  $300,000円 - 87,430円 = \mathbf{212,570円}$

附加給付...  $87,430円 - 25,000円 = 67,400円$

(100円未満切捨て)

## 高額介護合算療養費

同一の月において、一の病院についての自己負担額が21,000円以上

- 高額療養費、附加給付の額控除後の額
- 8 / 1 ~ 翌 7 / 3 1 の期間にかかった療養費
- 7 / 3 1 時点で組合員である
- 自己負担額の合算額が670,000円を超える場合
- 共済組合から自動給付しない（請求が必要）

平成25年度の実績 0 件

# 3 保険診療のしくみ

組合員等が窓口で負担した  
医療費の払戻しの目安

- ①医療機関等で組合員(被扶養者)が医療費を支払う。  
↓ 【診療月】
- ②医療機関等が支払基金(※)に請求する。  
(支払基金で金額や診療内容等の審査)  
↓ 【診療月の翌月】
- ③支払基金から共済組合に請求  
(共済組合で資格等の審査)  
↓ 【診療月の2月後】
- ④共済組合から組合員に対して給付  
【診療月の3月後】

※支払基金：社会保険診療報酬支払基金の略。



## 4 給付事務の概要

### (1) 請求書の提出と給付日

#### ① 請求書の締切

**毎月10日**

(土・日・祝日と重なる場合は直前の平日)

短期給付係で10日に受理したものは原則当月中に処理

#### ② 給付金の口座振込

**その月の24日以降**

(土・日・祝日と重なる場合は直後の平日)

24日に送金処理を行うので、金融機関によっては  
1～3日後になる



## (2) 給付金の振込口座

### ①振込口座の登録方法

小・中・高の学校職員は、給料の振込口座と連動（第一口座）。

学校電算（給与システム）で口座情報の登録をすれば、自動的に共済組合にデータが引き渡されるので、共済組合に別途口座の届をする必要はない。

### ②退職者の口座について

医療費の給付が退職日以降に発生する場合がありますため、6か月程度は口座の解約をしないよう注意が必要。

## (3) 給付決定通知書

### ①送付時期

毎月24日頃に各所属所へ発送

### ②退職者分の扱い

- ・ 任意継続組合員・・・直接組合員へ発送
- ・ 任意継続組合員以外・退職時所属所へ発送

### ③所属所から転送する場合の注意点

**発送した所属所がわかるように、封筒に給付決定通知書を封入するなどして発送。**

## (4) 時効

給付事由が生じて**2年間**行わないときは、**時効**によって短期給付を受ける**権利が消滅**

○事由が発生したら速やかに請求

○給付を受ける権利の消滅時効の起算日

→**給付事由が生じた日の翌日**

## (5) 公租公課

共済組合の短期給付については、組合員、組合員であった者又は遺族の生活保障を目的としているため、**課税されない**。

(法定給付、附加給付、一部負担金払戻金)

## 5 平成26年度の主な変更点

### ①結婚手当金

- ・平成26年4月1日～平成27年3月31日に結婚したとき

40,000円

- ・平成27年4月1日以降

支給なし

# 5 平成26年度の主な変更点

## ②育児休業手当金

- ・ 給料日額に対する支給率の引上げ  
50% → 67%

- ・ 支給率引上げの対象

平成26年4月1日以降育児休業を開始する学  
校職員（H26.3.31以前から育休取得している場合は50%）

- ・ 給料日額の上限額の引上げ（注：H26.8上限額変更予定）  
日額 9,702円 → 13,001円

- ・ 育休181日目以降の支給率は50%  
（日額上限 9,702円）

- ・ 休業実績報告書の提出  
休業月の1日～10日までに提出（必須）

# 5 平成26年度の主な変更点 育児休業 補足説明

## <育児休業手当金支給額の計算式>

<b>給料日額</b>	×	<b>支給率</b>	×	<b>手当率</b>	×	<b>支給日数</b>
給料(※)の 1/22 (10円未満四捨五入)		67% (180日目まで) 又は 50% (181日目以降)		1.25 (円未満 切捨て)		土・日を除いた日数 (年末年始と祝日含む)

※給料表額、教職調整額、給料の調整額の合計額

## <支給期間に係る留意点>

- ①原則、子の1歳の誕生日の前日まで  
→最長1歳6か月（総務省令で定める要件に該当する場合）
- ②パパ・ママ育休プラス  
父母ともに育児休業を取得する場合は、支給期間が1年を超えない範囲で子が1歳2か月に達する日まで支給可。



## 5 平成26年度の主な変更点

### ③高齡受給者（70歳～74歳）に係る医療費の自己負担割合の取り扱い

平成26年4月1日以降70歳に達した者

（誕生日が昭和19年4月2日以降の者）

→達した月の翌月以降2割負担

※平成26年3月31日以前に70歳に達した者

→1割負担（特例措置継続）

# 5 平成26年度の主な変更点

## ④高額療養費の自己負担限度額の見直し (平成27年1月～)

70歳未満の自己負担限度額について、現行の所得区分は3区分だが、平成27年1月診療分から区分が細分化される

現 行

平成27年1月診療～

	給料月額	高額療養費自己負担限度額	給料月額	高額療養費自己負担限度額
上位所得者	424千円以上	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	664千円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
			424千円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
一般所得者	424千円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	224千円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
			224千円未満	57,600円
低所得者 (住民税非課税)		35,400円	低所得者 (住民税非課税)	35,400円

## 5 平成26年度の主な変更点

### ⑤一部負担金等の自己負担限度額の 引上げ（平成27年4月診療分～）

上位所得者区分（給料月額424,000円以上）に該当する組合員の負担限度額が引上げられる

現 行	平成27年4月診療～	
一部負担金払戻金等自己負担限度額	給料月額	一部負担金払戻金等自己負担限度額
25,000円	給料月額424千円以上	50,000円
	給料月額424千円未満	25,000円

## 6 各種給付に係る留意点 (各論)

共済組合に多く寄せられる問合せ内容を  
Q & A形式にまとめました。

- ① 出産費・家族出産費について
- ② 各請求書に添付する書類について
- ③ 結婚手当金について
- ④ 公務災害等における組合員証の使用について
- ⑤ 資格喪失後受診による医療費返還について

## 6 各種給付に係る留意点

### ① 出産費・家族出産費について

Q. 出産費附加金等の請求はどのようにすればよいですか？

A. 「受取代理制度※」を利用する場合以外は、出産後に所定の様式を用いて請求します。

※受取代理制度の場合、実際にかかった出産費が、共済組合が給付する出産費＋附加金の額を下回った場合は、組合員の請求を要することなく、差額を組合員へ給付します。

Q. 資格喪失後6か月以内に出産したが、共済組合へ請求できますか？

A. 組合員資格が1年以上あって資格喪失後6か月以内に出産した場合、他の健康保険の組合員になっていなければ請求できます。

ただし、出産費附加金の支給はされません。

## 6 各種給付に係る留意点

### ②各請求書に添付する書類について

Q. 結婚手当金の請求書に添付する書類は「原本」となっていますが、「写し」では受理されないのですか？

A. 審査する上で必要なため原本での提出をお願いしています。共済組合での確認が終わりましたら、原本は返却しますので、ご協力をお願いします。

Q. 組合員が氏名を変更したため、確認書類として「受理証明」を預かりました。手続は組合員情報変更届と結婚手当金請求を同時に行いたいのですが、原本は2通用意する必要がありますか？

A. 1通でのやり取りは可能です。書類の提出先が異なるので、複数の提出書類を1通の証明書で行っていることを必ず明記の上、ご提出ください。最後に審査を行った係が原本を所属へ返却します。



## 6 各種給付に係る留意点

### ③結婚手当金について

Q. 結婚を前提にしている人と同居しています。事実婚になりますか？

A. 支給要件は、組合員が結婚したときです。

「結婚したとき」とは、婚姻の届出を行った（法律婚）、又は事実上婚姻関係と同様の事情に入ったと認められるとき（事実婚≡内縁関係）です。

質問のケースでは、「結婚を前提にしている」ということですので、正式に婚姻の届出をした後に請求してください。同居だけでは支給要件を満たしません。

なお、入籍ができない事情がある場合は、所属長の私印による証明書（記載事項は手引を参照。）と、住民票又は挙式場の支配人の証明書（いずれも原本）を添付資料として提出してください。



## 6 各種給付に係る留意点

### ③結婚手当金について

Q. 2月末に結婚しました。3月末で退職する予定です。退職手当の担当から「口座名義は退職手当が支給されるまで変更しないように」と言われました。結婚手当金の給付金口座はどのようにすればよいですか。

A. 原則として、氏名変更と口座の名義変更が終了してから結婚手当金の請求をしてください。

退職手当の振込先として利用する口座を結婚手当金の振込口座として利用することも可能ですが、給付金を支払うタイミングで当該口座が有効かどうかを、短期給付係では確認できません。給付金が口座振込事故にならないような対応が必要です。

## 6 各種給付に係る留意点

### ④ 公務災害等における組合員証の使用について

Q. 通勤途上で交通事故に巻き込まれました。保険証を使って医療機関にかかってもよいですか。

A. 公務上の災害による傷病については、地方公務員災害補償法に基づく補償が行われるため、原則として保険証は使えません。

ただし、公務災害として認定されるまでの間、高額な治療費を負担しなければならない場合などは、共済組合の了承を得て保険証を利用することができます。

## 6 各種給付に係る留意点

医療機関から各所属所（学校）へ保険証の利用可否を問い合わせるケースがあるようですが、この場合は、共済組合の短期給付係（03-5320-6827）で対応します。学校で対応しないようにお願いします。問合せをしてきた医療機関へその旨を伝えてください。

なお、公務上の災害に遭ったときは、組合員等から速やかに共済組合短期給付係へ「事故報告」するようお願いします。

### ＜事故報告で必要な事柄＞

連絡してきた人（組合員or家族or所属所の事務担当者）、被害者の氏名・続柄、組合員番号、事故発生年月日・時間、事故の状況（できるだけ詳しく）、ケガの程度、受診医療機関 等

## 6 各種給付に係る留意点

### ⑤資格喪失後受診による医療費返還について

Q. 被扶養者が1年以上前に収入超過していたことが分かり、遡及して資格喪失になることになりました。しかし、保険証は現在まで回収していませんでした。この被扶養者は、病院に毎月通院しており、共済組合の保険証を使っていたということです。資格喪失後の医療費の扱いはどうなるのでしょうか？

A. 資格喪失日以降にかかった医療費は、原則全額自己負担（10割負担）となります。資格喪失後新しい健康保険組合に加入していれば、病院によっては新保険者へ組合負担分7割を請求し、本人負担は3割のままで済むケースがありますが、1年以上遡及する場合、こうした取り扱いは困難なことが多いです。共済組合が負担している7割相当額を後日組合員へ請求することになりますが、高額な請求額になる場合がありますので、組合員等資格を喪失要件に該当することが判明した際は、速やかな届出と保険証の回収をお願いします。

# 7 その他

## ①公費医療助成を受けたとき

条例等に基づく助成制度。地方公共団体により内容が異なる。

医療費助成を受けたときは、「医療証（券）」の写しを添付して所定の様式により共済組合へ届出が必要。

主な公費医療助成は次のとおり。

- ア 乳幼児医療費助成
- イ 子供医療費助成（義務教育就学児医療費助成）
- ウ 難病等医療費助成
- エ 心身障がい者（児）医療費助成
- オ ひとり親家族医療費助成

【留意点】医療費助成の届出をしていないと、医療機関から共済組合に請求される医療費等の内容点検を正しく行うことができません。→**誤支給**に結びつく可能性あり

# 7 その他

## ②限度額適用認定証（資格係）

高額な診療を受けた場合、「限度額適用認定証」を提示することで、医療機関の窓口での支払い時に高額療養費に相当する額を支払わずに済みます。

### ①発行年月日

申請のあった日の属する月の初日

### ②有効期限

交付日の属する月の初日から1年間

### ③手続方法

「福利厚生事務の手引」p80を参照

※不明な点は、給付貸付課資格係へ問合せ

（短期給付係ではないのでご注意を）





**短期給付に関する問合せは...**

**公立学校共済組合東京支部**

**(東京都教育庁福利厚生部内)**

**給付貸付課短期給付係**

**電話 03 (5320) 6827**

**御静聴ありがとうございました**